

発議第40号

村越祐民市長に対し、市川市議会の秩序と品格を保持するよう求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年12月14日

提出者

市議会議員	長友正徳
〃	佐直友樹
〃	増田好秀
〃	石原よしのり
〃	秋本のり子
〃	越川雅史

村越祐民市長に対し、市川市議会の秩序と品格を保持するよう求める
決議

令和3年12月2日、市川市議会12月定例会における会派「緑風会第2」の代表質問に対する答弁に際して村越祐民市長は、市民の実名を挙げて婚姻関係や配偶者の氏名に言及した。

村越市長のこの行為は、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定した地方自治法第132条の精神を踏みにじるものであり、本市議会としては到底容認することはできないことから、12月10日、金子正議長が村越祐民市長に対し、この点注意したところである。

しかしながら、村越市長は金子議長から注意を受けても、かかる発言を取り消すこともなければ、謝罪することもないことから、議員と理事者が真摯に向き合い礼節を重んじる本市の良き伝統が音を立てて崩壊しつつあるのではないかとの危惧も強まっている。

言うまでもないことではあるが、議会は公の問題を議論する場であって、根拠不明の発言や事実に基づかない発言は慎むべきであり、個人のプライバシーを暴露する場でもないことや答弁を使って個人攻撃する場ではないことは肝に銘じるべきである。

また、村越市長が、議会において自由奔放に語り、失言があれば取り消せばよいと簡単に考えているのであれば、それは市政全般を貶める結果を招くものになると強く警鐘を鳴らすところであり、議場における発言については慎重の上にも慎重を期すことを改めて要請するものである。

よって、本市議会は村越祐民市長に対し、地方自治法や市川市議会会議規則を正しく理解するとともに、市川市議会の秩序と品格を保持されるよう強く要請するものである。

以上、決議する。

提案理由

村越祐民市長に対し、市川市議会の秩序と品格を保持するよう求めるため本決議を提案するものである。